

制度融資等のご案内

◆制度融資

新型コロナウイルス感染症に起因して、セーフティネット保証4号・5号・危機関連の認定を受けた事業者さまは、高知市・県制度融資において信用保証料軽減や利子補給の対象となります。

	高知市制度		高知県制度				高知県制度(国)
	中小企業 振興資金	小規模企業 振興資金	新型コロナウイルス 感染症対応資金	安心実現のための 高知県緊急融資		経済変動 対策融資	危機関連保証
融資限度額	2,000万円		3,000万円	1億円		5,000万円	2億8,000万円
融資期間 (うち据置期間)	7年以内 (6ヶ月以内)		10年以内 (5年以内)	9年以内 (2年以内)	12年以内 (3年以内)	9年以内 (2年以内)	10年以内 (2年以内)
金利	1.92%以内 (固定)	1.85%以内 (固定)	1.90%以内 (固定)	2.07% (変動)	2.22% (変動)	2.07%以内 (変動)	当行所定金利
保証料(4号)	0.00%	0.00%	0.00%	0.30%	0.25%	0.40%	
保証料(5号)	0.40%	0.40%	0.00～0.525%	0.30%	0.25%	0.40%	
保証料(危機関連)			0.00%				0.80%

※詳しくは、高知銀行営業店窓口「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う相談窓口」にご相談ください。

◆高知県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給制度

○制度概要

「高知県新型コロナウイルス感染症対応資金」における融資実行後3年間の支払利息について、高知県より後日利子補給を受けることが出来る制度(キャッシュバック方式)。ただし、小規模企業者に該当する個人事業主以外は、セーフティネット申請書の売上高減少率が15%以上の者に限る。

※お取り扱いにあたっては、当行所定の審査がございます。審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

以 上